

島桑による観光・産業振興事業について、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、浦添市契約規則第32条の2第2項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成31年4月12日

浦添市長 松本 哲治



随 意 契 約 の 事 後 公 表

1 契 約 件 名	島桑による観光・産業振興事業委託契約
2 契 約 内 容	(1) 事業に要する桑園の造成・管理・収穫 事業に要する農地を確保し、育苗・桑木を植えつけ、栽培管理・収穫する。 (2) 桑を用いた商品開発の調査及び研究 桑関連商品の開発、製造、改良、それに係る研究等及び桑の品種改良等を行う。 (3) 開発商品の販売促進、プロモーション 販売促進、PR活動、事業商品の営業、分析、改善を行う。
3 契約の相手方の決定方法及び相手方住所	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく団体 公益社団法人 浦添市シルバー人材センター 理事長 翁長 盛正 住所 浦添市仲間一丁目10番7号 浦添市社会福祉センター2階
4 選 定 基 準	次に掲げる選定基準の条件をすべて満たした見積書提出者が、当該団体のみであること。 (1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体であること。 (2) 本市内に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 (3) 本市と契約実績があり、当該履行状況が良好であること。 (4) 臨時的かつ短期的な就業を希望する本市の高齢退職者のために就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。
5 契 約 締 結 日	平成31年4月1日
6 契 約 金 額	32,541,000円(うち消費税額及び地方消費税額2,410,444円)